

生活福祉委員会会議録

平成23年12月16日 13時00分 開 会
14時27分 閉 会

網 走 市 議 会

午後 1 時 00 分 開会

○空委員長

どうも御苦労さまでございます。

ただいまより、生活福祉委員会を開催いたします。

本日の委員会におきましては、議案 6 件、請願 4 件、この 4 件のうち継続審査が 3 件、それから新規が 1 件、それから要請 2 件、合計 12 件について審議をいたします。

議案につきましては、12 月 5 日の説明会において既に理事者から説明をいただいておりますが、再度、簡単な説明を受けてから審議に入りたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは早速、議案第 1 号平成 23 年度網走市一般会計補正予算中、所管分につきまして、まず最初に介護保険特別会計繰出金でありますけれども、これは議案 3 番目の議案第 4 号平成 23 年度網走市介護保険特別会計補正予算と関連がありますので、合わせて一括で御審議をいただきたい、そのように思います。説明を願います。

○児玉介護福祉課長

それでは、平成 23 年度一般会計高齢者福祉費補正予算、介護保険特別会計繰出金につきまして御説明申し上げます。

議案資料 10 ページをごらんください。

まず、補正の理由及び内容について御説明いたします。

介護保険特別会計の高額介護サービス費の支給に係る負担金が増額になるため、その財源として市の法定負担率 12.5% 分の 62 万 5,000 円の経費を追加補正するものです。

補正額についてですが、介護保険特別会計繰出金 62 万 5,000 円です。財源は、全額一般財源となっております。補正前の額が 4 億 4,878 万 2,000 円、補正後の額が 4 億 4,940 万 7,000 円となっております。

続きまして、同じく平成 23 年度介護保険特別会計補正予算、高額介護サービス費につきまして御説明申し上げます。

議案資料 17 ページをごらんください。

一般会計の補正でも御説明申し上げましたとおり、補正の理由及び内容につきましては、高額介護サービス費の支給に係る負担金が増額となるため、経費を追加補正するものでございます。

補正額についてですが、歳出予算が高額介護

サービス費 500 万円です。財源につきましては、国・道から交付される負担金、補助金及び繰入金等で、詳細は財源内訳の記載のとおりでございます。なお、財源内訳欄の下から 2 段目、他会計繰入金につきましては、先ほど御説明申し上げました一般会計からの繰入金でございます。補正前の額が 3,143 万 6,000 円、補正後の額が 3,643 万 6,000 円となります。歳入予算につきましては、詳細は②に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○空委員長

それでは、これより審議に入ります。

○松浦委員

端的に聞きますけれども、いわゆる高額介護サービス費、これに係る負担金が増額になるということなのですかけれども、具体的な高額介護サービス費の内容といたしますか、わかりやすく言えば、例えばどのようなものがあるのですか。

○児玉介護福祉課長

高額介護サービス費は、介護保険をサービスとして使われる利用者の方の基本的には 1 割が自己負担、利用者負担額ですけれども、この 1 カ月分の御本人の利用者負担額を合計した金額が原則 3 万 7,200 円を超えますと、超えた部分につきましては高額介護サービス費ということで、保険給付費として還付されることになります。ちなみに 3 万 7,200 円といたしますのは、高額介護サービス費の基準額表があるのですけれども、例えば生活保護を受けていらっしゃる方、あるいは市民税が非課税の方、そういった方については、基準額をもっと下げた形で 1 万 5,000 円ですとか、2 万 4,600 円といった基準額を下げた形で設定をしております。

なお、これにつきましては、個人としての限度額の計算、世帯を合算しての限度額の計算がございました。

○松浦委員

わかりました。

○空委員長

他にございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

ないようでございます。

それでは、議案第 1 号並びに議案第 4 号につきましては、原案可決すべきものと決定することで

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

そのように決定をさせていただきます。

失礼しました。議案第1号に、さらに児童健全育成事業並びに法人立保育事業、子育て支援事業、生活保護事務費並びに生活保護事業、この5件も同時に議案第1号という形になりますので、これらについての御説明をお願いします。

子育て支援課長からお願いします。

○後藤子育て支援課長

私から、子育て支援関係分につきまして御説明申し上げます。

初めに、平成23年度一般会計児童福祉費補正予算。

議案資料11ページをごらんいただきたいと思います。

子ども手当支給事業でございますが、子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行に伴いまして、ことし10月以降の手当の支給額が変更となりましたので、経費を減額補正するものです。減額する額は9,869万6,000円で、財源の内訳といたしましては国庫負担金9,595万4,000円、道負担金136万7,000円、一般財源137万5,000円でございます。

続きまして、同じく一般会計補正予算ですが、保育所費、潮見保育園一時保育事業補助金でございます。

補正の理由ですけれども、一時保育を潮見保育園で実施しておりますが、利用者の人数が当初より見込みが多くなりまして、それによりまして補助金が不足するため、それに対応する補正となっております。補正額は126万円で、財源の内訳は国庫補助金63万円、一般財源63万円となっております。

続きまして、議案資料13ページになりますが、同じく一般会計補正予算保育所費、地域子育て支援センター整備事業でございます。

地域子育て支援センターの整備に係る補助金の補助率がかさ上げとなって、本年度は45%から50%に。また、起債充当率に変更となりまして、これが75%から90%に変更となりましたので、財源の補正をするものでございます。財源の内訳としましては、国庫補助金が463万4,000円、市債が350万円、一般財源が813万4,000円の減額となっ

てございます。

以上でございます。

○空委員長

続きまして、民生費の生活保護費について、生活保護総務費と扶助費について、説明願います。

○酒井福祉部次長

平成23年度一般会計生活保護総務費補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料14ページをごらんいただきたいと思います。

補正の理由及び内容でございますが、国の生活保護適正実施推進事業を活用いたしまして、医療レセプトオンラインの端末機の整備を平成22年度に実施しましたが、レセプト電算システム機器購入費を当初見込んでおりました金額138万円が、実際の購入価格が110万5,000円でありましたことから、27万5,000円の返還金が生じ、本年度、補助金の返還を行うことになっております。この27万5,000円につきましては、すべて一般財源でございます。

次に、議案資料15ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度一般会計生活保護事業の扶助費の補正について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、本年度当初見込んでおりました生活保護費の予算が、生活保護世帯及び人員が増加しており、医療費を初め各扶助費が増加してきていますことから、生活保護費8,403万円を追加補正をするものであります。財源につきましては、国庫負担金6,302万2,000円、一般財源2,100万8,000円であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○空委員長

それでは、民生費の中の児童福祉費並びに保育所費、生活保護総務費、扶助費に対して審議をいたします。

御意見ございますか。

○松浦委員

まず初めに、児童福祉費の子ども手当支給事業について伺いますが、民主党政権になって子ども手当ができた。そしてこの財源の一つとして控除だとか、幾つかの控除が、扶養控除だとかそういった控除なんかなくなって、事実上増税になると、こういうような状況が起きていたわけですが、今回、子ども手当そのものが自公との

いろいろなやりとりの中で、子ども手当そのものがなくなる、こういったことになった。そういった結果として、この減額補正ということになったのだと思うのだけれども、この子ども手当がなくなったことによって、新たな状況とはどんなふうになるのですか。なくなったことによるその後の状況はどんなふうになるのか。

○後藤子育て支援課長

当初、ことしの7月から9月までは1人当たり1万3,000円ということで支給されております。それが先ほど申し上げました特別措置法の施行に伴いまして、ちょっとややこしいですが、1万3,000円が3歳未満は1万5,000円に、3歳から小学生までは1万円。ただ、そのうち第3子は1万5,000円、そして中学生が1万円ということで、来年3月分までは、手当はそういうことで支給されることになります。4月以降につきましては、今、国のほうでも名称を初めとして議論されているところですので、その審議結果を待ちたいと思います。

○松浦委員

いずれにしても名称含めて、今、相当やりとりをしているようですけれども、これによって結果として低所得者といいますか、そういったところでの負担増になってくると。それから、子ども手当ができるときに財源として、扶養控除だとかさまざまな控除がなくなったことによって増税になっていると。今回、このことによって、なくなったさまざまな控除が復活したかといったら、復活していないのですよ。そういう意味では、結果としてこのことによって低所得者を初めとする、そういった子育てのしている人たちについては、やはり不利益をこうむるとこういうようなことで、私どもは国会の段階で反対をしているわけでありまして、国のやっていることだとはいえ、私どもとしてはこれは認められない、こういう立場であります。

以上です。

○空委員長

課長、単純に当初見込みから、国の、いわば制度というか、その部分が変更して本来子供にいくであつたらう9,869万6,000円がいかなくなった、減ったという単純計算はそれでいいのだね、考え方として。

○後藤子育て支援課長

説明すると長くなるのですが、当初予算をつけたときに、その当時は実は3歳未満が2万円、3歳から中学生までが1万3,000円ということでお話が進められておったものですから、この金額で予算要求しておりました。さらに変更になりました、先ほど申しました4月から9月までは一律1万3,000円ということで、ですからことしの予算から比べると2回変わっていることになりました、今、委員長がおっしゃるように、支給単価が変わったことによりまして、結果的には減額になるということでございます。

○空委員長

そのほかございますか。

○松浦委員

子ども手当については、そういうことで一たんまとめて、あとほかにもあるものですから。

○空委員長

総体的に聞いて最後に、異議のあるものについてはもう一度いたします。議案第1号の中の一つですから。五つ、全体で結構です。

○松浦委員

潮見保育園の一時保育事業の関係で、増加したということでありませうけれども、多分、一時預かりの定員とかがあって、その枠内であるのが多分あって、それを超えるといろいろあるのだと思うのです。具体的にどのような状況が起きているのか、そして今後そういった結果から今回こういうふうに必要なと思う、その辺の内容について具体的にお示ししていただきたい。

○後藤子育て支援課長

潮見保育園で実施しております一時保育事業ですけれども、1日の利用定員が6名となっております。例年、1日当たり2名前後の利用ということで推移していたものが、昨年からは定員をオーバーするような日も発生しておりまして、利用者が大変ふえております。

原因といたしましては、昨年からは1歳児の待機児童が、保育所の待機児童がふえておりまして、その方が利用しているのかなということが想定されますが、ふえております。

この国からの補助金なのですが、利用児童数が300人から今まで900人という枠の中の補助金で、79万円いただいていた。それが900人を超える見込みとなりましたので、これが79万円が142万円に補助金がアップします。補助金の中身は国

が2分の1、市が2分の1ということでございますので、市の持ち出し分は2分の1ふえたということになってございます。

○松浦委員

利用がふえるような何らかの要因があるとは思いますが、今後ともこういった状況が続くというふうにとらえて、考えてよろしいでしょうか。

○後藤子育て支援課長

来年度から認定こども園つくしというのが開設されます。その中でも一時保育というのは、事業が実施される予定でございますので、2園で行うことによりまして、利用者にとっては漏れなくサービスが受けられるような状況になると予想しております。

○空委員長

他にございますか。

○松浦委員

このことについては理解しました。

あとは、地域子育て支援センターの整備については、これはかさ上げになるということですから、結構なことだと思います。

それで生活保護の関係で伺いたいのですが、国レベルでも今、戦後最大の生活保護受給者、約200万人を超えたという報道もあります。確かに、人数的には史上最高だというふうに思いますが、ただ、戦後のあの時期というのは多分日本の人口は1億人を切って、8,000万人か9,000万人ぐらいだと思えますから、それと同じような形での対比というのは、これは違うのだろうというふうに思うのですけれども、網走でも同様に多分、受給者というのはふえてきているのだろうと思えますけれども、最近の受給者の特徴といいますか、その辺はどんなふうに見ていますか。

○酒井福祉部次長

最近の生活保護の状況なのですけれども、平成21年ごろ、4月には521世帯だったものが、現在、今、30世帯ぐらいふえまして550を超えているというような世帯状況でございます。やはり不景気の部分で、本年度で言いますと、本来であれば4月、5月、6月ごろ皆さん就労して、一時的に保護を廃止して自立をしていくという方が多かったのですけれども、本年度は就労を始めて保護を廃止という方々が少ないと。要するに、例年よりも早く保護の申請をしてくる方が多いという

ような形で、やはり景気動向によるものなのかなというふうに見ております。

それと、やはり高齢者がふえてきているという部分で、高齢者の部分の国民年金では生活ができないという方々が、やはり生活保護に多いと。就労のする場所がなくなったので、就労先が今まで60歳過ぎても雇用をしていただいたものが、これが若返っているという言い方はあれなのかどうかわかりません。適切かどうかわかりませんが、その部分で高齢者の就労の場がだんだん少なくなってきたという、いろいろな今の景気動向含めて出てきているのかなというふうに私は見ております。

○空委員長

よろしいですか。他にございますか。

○渡部副委員長

同じく生活保護費について確認をしたいと思います。今の御説明の中で高齢者がふえているということで、今回の補正についても医療扶助費等と書いてありますけれども、医療費の部分も大分ふえてきているのではないかと思います。この8,403万円の部分で、医療費の分というのはどれぐらいなものか、まず内訳を教えてくださいませんか。

○酒井福祉部次長

ちょっと資料持ってきていないのですけれども、今回、医療費の部分については血友病の方と心不全の方がおられまして、1カ月で230万円と、130万円かかっている医療費の方がおられます。この方々が結構医療費の今回の補正の中でも大きいのと、それと、医療費のほうで対前年度月数で50数件、医療を受けている数がふえてきております。ですから、ちょっと金額的に今持ってきておりませんが、先ほどお話ししたように、230万円と130万円という方、130万円の方、この方1人は亡くなられて、今、医療費はかかっていないのですけれども、やはり200万円ということだと年間2,400万円という形で、この辺が結構今回補正の部分では大きい要因かなというふうになっています。

○渡部副委員長

承知しました。次、同じ件なのですけれども、今、550世帯程度に受給世帯がふえた状態であるということです。ですから、全国的にも心配されている急に増加したためにケースワーカーの方、年に何

回か訪問をして、様子を見に行っているような基準の中で、網走市のケースワーカーというのは何世帯に対して何名というふうになっているのか、総体な人数でなっているのか、現状をお伺いしたいと思います。

○酒井福祉部次長

法的には、ケースワーカー1名に対しまして80世帯というような持ちケースになっております。現在、550世帯を超えておりまして、今、6名、そうすると480世帯。480世帯で増減をしたり何なりしますので今550世帯なので、今もう既に550世帯超で7名体制の割合でいくと560世帯と。1名減かなというような形ではありますが、今後、また3月、4月、5月、6月というような状況で、今の景気動向含めてケースワーカーの定員については考えなければならないとは思っております。

○渡部副委員長

年に何回か訪問をして、それらの診断をしていくということは重要になってくると思いますので、その辺は今後、負担にならないようにきちっとした査定ができるような形をつくっていただきたいと思います。

続きまして、先ほどの子ども手当の関係なのですけれども、当初1万3,000円だったものが3,000円ずつ減ったということと、さまざまなこの規定が変わったことによって市民の皆さんが迷惑を、もう一度受け付けに来ていただく形ですから、迷惑はかかっているのが現状だと、あると思っておりますが、まだ子ども手当が堅持するという危惧もありまして、この点については注視したいと思います。

○空委員長

他にございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

今のるる御意見がございました。議案第1号については、高齢者福祉費から生活保護費の扶助費まで6件、今、皆さんに審議をいただきました。

この中で児童福祉費、子ども手当の関係ですけれども、これについては一部の委員から賛成できいと、こういうような御意見ございました。

ここで皆さん方にお諮りをします。

議案第1号の中の一部ですから、議案第1号につきまして原案可決すべきものと決定するということで進めたいとこのように思いますけれども、

いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

大方の賛成者ということで進めさせてもらいますので、大方の賛成者をもって、原案可決すべきものと決定をしたいと、このように思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

では、そのように取り計らいます。

関連があるということで、先ほど一緒に審議していただきました議案第4号平成23年度介護保険特別会計補正予算ということでございますが、本件につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定ということで決定してよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、議案第2号平成23年度網走市国民健康保険特別会計補正予算についての御説明を願います。

○岩原保険年金課長

平成23年度国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

議案資料の16ページをごらん願います。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、厚生年金等を受給して国保に加入している世帯の退職者医療制度につきましては、平成20年度の医療制度改革において前期高齢者医療制度が創設されたことから原則廃止されましたが、制度の移行が円滑に進むよう60歳から64歳までに限り期間を定め、経過措置として存続しております。

これにつきまして、退職被保険者の大幅な増加及び高額医療の増加により給付費の不足が見込まれるため、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の使途でございますが、退職被保険者療養給付費として5,588万7,000円、療養費として18万5,000円、高額療養費として1,195万1,000円、合計6,802万3,000円を追加するものでございます。

次、この事業に係る財源でございますが、2補正額の①歳出予算、②歳入予算のとおり、全額療養給付費等交付金となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○空委員長

それでは質疑に入ります。

○松浦委員

これも高額医療の増加というふうになっておりまして、医療が高度化している部分も当然あるのでしょうかけれども、当初予定していたより相当ふえた、ふえる可能性がある、こういうふうなことを想定しているのでしょうか、特徴的なこと何かありますか、高額医療の。

○岩原保険年金課長

高額療養費につきましては退職者医療制度、先ほどお話ししましたように経過措置期間中で、人数としては国保加入者全員で1万1,000人ほどおられる中の約690名と、少ない人数になってございます。これがこの4月から急に850人ぐらいにふえまして、ちょっと人数がふえたものですから、それによって全体の給付費、高額療養費がふえてございます。その中で高額療養費につきましては、昨年、約680名の人数でいきますと、昨年度、入院費用が100万円の入院につきましては月2件程度あったのですが、本年度4月以降は月3件程度ございまして、高度化の部分もございまして、循環器系、心臓疾患とか、脳疾患の入院がふえたことが大きな要因です。

○松浦委員

理解しました。

○空委員長

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○空委員長

それでは、議案第2号につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定をさせていただきます。

続きまして、議案第6号網走市の公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分でございます。

なお、これにつきましては、債務負担行為の補正という部分がついてまいりますので、これも合わせて御審議を願います。

それでは説明を願います。

○酒井福祉部次長

網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案資料30ページ、資料2号の1段目をござんいただきたいと思います。

網走市総合福祉センターの指定管理につきましては、平成23年9月2日に開催しました指定管理者合同選定委員会におきまして、社会福祉団体の活動を助長するための施設でありますことから、この施設の性質、目的及び利用者などの処遇を含めた事業を実施している網走市社会福祉協議会が望ましいと推考されますことから、非公募として平成24年度から26年度の3年間に付きましても、引き続き社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。また、その際の管理委託料の債務負担限度額は3年間で4,283万1,000円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○空委員長

それでは、細部質疑に入ります。よろしいですか。

○渡部副委員長

非公募だったということなのですが、市内の要するに福祉関係の適当なところというのは、ほかにはなかったということによろしいのでしょうか。

○酒井福祉部次長

福祉センターにつきましては、あそこの利用者の方々が、社会福祉協議会での事業等を含めた事業の中で、福祉センターを利用している方がおられます。その中で社会福祉協議会がやることによって、利用者の利便性等を含めて、いいと、よろしいということでやっております。

また、指定管理にかかわる経費につきましても、今、この部分については管理の委託の部分の管理委託料という形で、人件費につきましては社会福祉協議会の事業の中でやっておりますので、その人件費につきましては、管理委託料の中には含まれてきておりませんので、他の事業者へ委託をするということになると、プラスアルファの人件費がまた加算されるのではないかなと思われまので、総体的に見まして事業運営及び費用効果、これを含めると社会福祉協議会が非公募で実施したほうがよろしいと思ひまして、今回は非公募といたしました。

○空委員長

よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第6号網走市公の施設に係る指

定管理者の指定のうち、網走市総合福祉センターについて、皆さん方の御意見、全会一致をもって原案可決すべきものということでございます。

続きまして、網走市老人デイサービスセンターの同じく指定管理者の指定についての御説明を願います。

○児玉介護福祉課長

引き続きまして、網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

先ほどの資料30ページ、資料2号の上から2段目ですが、網走市老人デイサービスセンターにつきまして、さきに開催いたしました指定管理者合同選定委員会におきまして、在宅高齢者の自立生活の助長等を図る施設の性質、目的から介護保険事業及び高齢者生活支援事業を実施している網走市社会福祉協議会が望ましいという理由により非公募とし、平成24年度から26年度までの3年間につきましても、引き続き社会福祉法人網走市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額につきましては、管理受託団体の自主財源事業運営費による維持管理によることとし、3年間でゼロ円となっております。

説明は以上でございます。

○空委員長

御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

なければ、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について。

網走市総合福祉センターの部分については、債務負担行為ということで補正が4,283万1,000円、これが先ほど了承されておりますので、老人デイサービスセンターについてもこれを了承ということで、全会一致をもって原案可決すべきものということで採択いたします。

続きまして、議案第8号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明願います。

○笹尾市民課長

それでは、報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、お手元に配付しております議案資料の

56ページ、資料4号をごらんください。

趣旨でございますが、平成13年度に廃止しました網走市交通災害共済制度につきましては、共済見舞金請求期間の重要案件審査のため、網走市交通災害共済審査会を一定期間存続させる必要がありましたが、その期間終了後も審査会が規定上に残っていたことから、整理するため当該条例の所要の改正を行うものでございます。

一部改正の内容につきましては、報酬職員とする審議会等から、網走市交通災害共済審査会を削る改正を行うものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

○空委員長

質疑ございますか。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、議案第8号報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第10号網走市地域子育て支援センター条例制定についてを議題といたします。

説明を願います。

○後藤子育て支援課長

議案第10号網走市地域子育て支援センター条例制定についてでございます。

議案資料の60ページをごらんいただきたいと思います。

この条例につきましては、地域子育て支援センターの設置について必要事項を定めるために制定しようとするものでございます。

現在ある駒場の子育て支援センターひまわりにつきましては、保育所との一体的な運営との考えから、今まで規則にまとめておりましたが、今回新しく施設を建設しておりますので、この二つを整理しまして、条例で定めるものでございます。

内容につきましては、第1条の設置から第10条の委任まで、全10条によるとなっております。

施行期日は、平成24年4月1日からの施行としております。

以上でございます。

○空委員長

それでは早速質疑に入ります。御意見ございますか。

○松浦委員

この第6条の中で、開館時間が午前8時45分から午後5時30分までというふうになっておりますけれども、市の職員も含めて5時半に迎えに行くというのが、なかなか簡単ではないということで、これは延長というのは当然認められておると思いますが、違いますか。

○後藤子育て支援課長

子育て支援センターでございますので、3歳未満児のお子さんとお母様が、一緒に利用される施設ですので、延長はございません。

○松浦委員

失礼しました。誤解していました。わかりました。

○空委員長

他にございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

ないようでございますので、議案第10号網走市地域子育て支援センター条例制定について、全会一致ということで原案可決すべきものと決定をさせていただきます。

以上で、当委員会に所管分として付託されました案件についての審議は終了させていただきます。

引き続きまして、最初に申しあげました請願4件並びに要請2件、トータル6件について皆さん方の審議をいただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、まず継続審議の3件について。

請願第3号網走市国民健康保険料の引き下げを求める請願についてを議題といたします。

○松浦委員

6月議会ですか、国保料の引き下げを求める請願。

○空委員長

ちょっと済みません。請願第8号ですね、これについても同じ国保料の引き下げを求める請願ということになっておりますので、一括で御審議をお願いします。

○松浦委員

請願第3号が6月議会に上がって、請願第8号が9月議会で、内容的には、ほぼ同じような内容

というふうに思います。

9月議会の中で、ぜひ採択をということでお願いしたわけですが、継続審査ということで今日に至っているということでありました。より一層、今、国民健康保険料というのが高い状況が続いておりまして、加入者から非常に重いということは皆さん御承知だと、9月議会の中でも、その辺の認識はほぼ一致したと。ただ、問題は、一般会計からの繰り入れということについての考え方の違いというのが、明らかになったというふうに思います。

ただ、私は、では網走市が、全国、あるいは全道の中でどうなっているかということを考えたときに、網走だけが例えば一般会計から繰り入れするというのであれば、またこれもどうなのだというようなことあるのだろと思いますが、全国・全道の中でも相当一般会計からの繰り入れというのはやられておりまして、つい最近で言えば、旭川市が多分ことしに入ってからだと思いますが、1世帯2万円引き下げるというのを実施したというようなこともありまして、やはり今、国民健康保険の制度的な矛盾というのは、これは皆さんも御承知だと思うのです。だからどこかをいじれば、どこかに必ずひずみが来るということがあ。そういう中において、今現在、国がなかなか本来の負担をふやそうとしないという中でどうするかとなったときに、やはりこれは一般会計からの繰り入れをすることによって保険料を下げるということもすべきだと、私は思うのです。そういう点から、ぜひ委員各位の御同意を願いたいなと、こんなふうに思うのです。

○立崎委員

請願第3号、第8号、関連しているということなので一括となつと思います。そして前回、前々回のときにも正直申しまして、国民健康保険が高いというのは、認識が今、松浦委員から説明あったとおりで、皆さん一致していることかと思います。

結局、その理由、根本、根っこにあるものは、国の負担割合の問題が一番かなというふうに考えております。個人的にも思うのですけれども、それから今の置かれている状況というのが、やはり国のほうでもなかなか手をつけようとしな。いというのは、今、松浦委員のおっしゃるとおりではないかというふうには考えております。

それが、地方自治体のほうで繰り入れをしてというふうなお話を要望するというわけなのですが、本当にその辺の認識の違いもあって、周りの自治体なんかは、北海道全体でいけばやっているところもあるというお話だったのでですけども、いかんせん市の状況、厳しいということでもあります。それから、この問題に対してだけではないのかもしれませんが、考えさせられることはやっぱり国への働きかけをもっとしていかなければならないという、もちろん今もしているのかもしれませんが、本当に強くしていかなければならないということが大前提にあると思います。そういう点からいいまして、このままの継続でという形にしかないのかなというふうに私どもは思います。

○空委員長

他に。

○小澤委員

私も松浦委員の言われるとおり、国保の現状が大変厳しいと思っているというのは同感でありますし、国に対して国負担の部分を5割負担に戻すような働きかけというのはしていかなければいけない。そういった意味では、働きかけをしていかなければいけないのはわかるのですが、ここには1世帯当たり1万円というような金額も明記されておりまして、前回の話だと6,000万円程度という話もありました。となると、金額についてもやはり決定してするのではなくて、例えば市としてもこれくらい金額だったらという歩み寄りもあると思いますので、1万円と記載されている金額に対してもう少し検討していきたいなというふうに思いますので、継続という形でお願いします。

○松浦委員

若干、意見を交わさなければならないなと思います。保険料が高いという点では、意見が一致しているということでありました。ただ、これは網走市民の国民健康保険に加入している人たちの命にもかかわることです。だから、そういう意味で非常に大きな問題だというふうに思います。

ことしの5月臨時会の中でも経済対策ということで、あの3・11の関係で観光が冷え込んだというようなことで、実は観光振興特別対策という形で四つの事業を組んで、そして一般財源から2,061万円でしたか、投入して、そして何とか観光産業

を含めて、まちなかも含めて少しでも活性化するように、こんなことで実際には一般財源として投入しているのです。

そういう意味では、観光振興については2,000万円を超える資金は出すけれども、市民の命にかかわる国民健康保険に、ではそれができないのかと。僕はあくまでも1万円という、この請願ではなっていますが、それが請願者の願い、願意としてあるわけで、実際にやるのは市の中で当然財政の問題というのがありますから、その中でできることとできないことはある。ただ、思いというのは、ぜひ酌む必要があるというふうに思うのです。そういう点で、願意としてはこういうことですが、もし請願の採択というふうになれば、それは議会としての意見を市に上げると。対応は市が、それに基づいていろいろと検討する、こういうことなのだろうと思うものですから、その辺ぜひ請願の願意を酌んでいただいて、採択ということにならないのか、継続ではなく採択というふうにならないのか、その辺ぜひ意見を聞かせていただきたいと思います。

○空委員長

松浦委員に委員長からも。文案の中で、今、国に対してのこれは純粋に理解します。ただ、そのほかの中で、今言われた震災絡み、これまるっきり性格が別だと。一方、いかに産業を振興させて、振興させるということは、これは将来的に税収としてはね返ってくるという、これが一つの大前提にあるわけですから、これと国保料をこれで、そっちに2,000万円出してこっちに6,000万円だけれども、せめて3分の1にして2,000万円出せないのかという議論とはちょっと違う。こういうふうに私は理解していますので、その辺申し上げておきたいなと、そのように思います。

あと、渡部副委員長どうでしょうか。

○渡部副委員長

今の松浦委員の補足の部分というのは、1世帯当たり1万円にはこだわらない、何か手だてを一般財源の中からということで考え直したとして、前段私どもが申し上げたように、その基金を取り崩すこと自体重い、やっぱり委員会で決めてやっているということなので、ほかの財源のこともありますが、基金がではどれぐらい必要で、何年続いて基金がなくなったときの対応を考えると、私もその部分が心配で、やはり請願第8号

の中段に書いてありますように、国の負担割合の減少にあることは明白ですという部分も本当にそのとおりだと、私は思っています。基金の繰り入れということに関して、金額にかかわらず難しいなど、判断しかねることでありますので、継続で。

○空委員長

はい、わかりました。それぞれ意見をいただきました。

請願第3号並びに関連して請願第8号については、ほとんど同じ標題でございます。これらについて審議をいただきましたので、意見が一致を見ない今回は、継続審議ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、請願第10号乳幼児医療費制度を拡充し、就学前まで無料化することを求める請願について。

これにつきましても9月8日に継続審査になった案件でございます。

早速、審査を行いたいと思います。

○松浦委員

9月議会で、これは小澤委員のほうから基本的にはいいですけれども、記の2のところ所得制限を導入しないことという文言が入っているということで、これがなければいいのではないかというような意見だったかと思います。

そういう点では、私、この請願者に伺いました。きょうも請願者、来ておりますけれども、これは外すのであれば外しても構わないというようなお話も伺っておりますので、ぜひこれは子育てで大変な若いお父さん、お母さんたちの安心して医療が受けられるような状況をつくるためにも、これは先ほど言ったような形で採択ということでぜひお願いしたいと思います。

○立崎委員

9月のときには、小澤委員からお話があったという、今までのことの御説明がありましたが、乳幼児医療の医療費制度のことなのですけれども、ここにも載っているとおり、斜里町が就学前まで無料、清里、小清水、西興部については中学卒業まで通院・入院とも無料となっておりますけれども、当網走市も地域医療という部分におきまして、いろいろな面で地域医療をお願いをしているというか、実際、自治体としても動いている部分があります。それは十分御承知のことだと思いま

す。そういうことを踏まえた上での請願というふうには受けとめていたつもりなのですが、実際、やっぱりその辺の理解の仕方がちょっと違うのかなというのがあります。

それから、あと若い世代の人たちに優しくするという考えがあるのは十分わかります。正直僕も無料化だったら、すごくよかったですと思う部分もあります。しかし、なかなか所得制限が外れたことで、本当にそれだけでいいのでしょうかという気はいたしております。今回も、もうちょっと中身も考えて、考えながらも継続という形をお願いしたいなというふうに私は考えています。お願いします。

○渡部副委員長

これもやはり子育ての世代の方が抱えている、お母さんが仕事を休むということなく、これは子供の医療費だけの問題でないというものもあるのですけれども、これは無料になる子供の命というのが大事なので、無料にすることというのは、それにこしたことはないと思うのですが、その間に子供を病院へ連れて行く判断するのは親ですから、親が病院に連れて行くか、行かなければいけない状態なのかという判断を相談するところの窓口みたいなのが必要だと思うのです。無料化になることにこしたことはないのですけれども、そういった相談や親の判断の部分もあると思いますので、相談窓口をつくって、親の相談に乗っていくということも私は重要ではないかと思うので、まずいきなり無料にすることに関しては判断をしかねます。

○松浦委員

網走市の独自の医療費の支援が、他の市町村と比べて同等の支援をしているかということ、違うのですよ。これは、ここにも書いていますけれども、市独自の助成は初診時の負担金の一部を負担しているにすぎないのです。ただ、その金額たるやおおよそ150数万円と聞いたのです。この間聞いたら300万円ちょっとですか、ということなのです。決して他の市町村と比べて、それに負けないような支援というのは極めてごくごく一部しかやっていないということなのですよ。

そういう点では、特に子育て、子供たちというのは、お母さんの母乳から離れて離乳食を食べるようになったり、あるいはさまざまな社会的な雑菌に触れる中で、母親の免疫が切れる。そういう

中で、病気になるのは大体就学前というのが病気になりやすい、夜中も含めてよく熱出したり、そして親が病院に駆け込まなければならないと。こういうことが起きるのだけれども、実は実際に若いお母さんに聞いたのですけれども、給料日の四、五日前だと、とても不安になると、病気になったらどうしようかということで、「これ、わかりますか」と、僕も言われたことあるのです。残念ながら僕は子供がいなくて、その辺の緊迫感というのはわかりませんが、しかし、気持ちはわかったつもりです。

そういう意味では、今、網走市としてももう少しやる気になればできると。伺いますと、おおよそ1,600万円あれば、就学前の入院・通院が無料にできると、こういうことですから、網走の未来を担う子供を守るといふ点では、それぐらい投資として、今現在、300数十万円つけるのであれば、できるだろうとこんなふうにも思いますので、その辺もぜひ理解をしていただきたいし、小澤委員であれば前回、所得制限の部分がなければ賛同できるというようなお話もありましたから、その辺ぜひ賛同いただけないかと思います。

○空委員長

他に意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○空委員長

なければ、多分、それぞれの委員も気持ち的には理解できる部分があるというふうには、発言の節々に感ぜられるものがございます。ただ、即これを採択して、市長へ要請をするというところまでは、まだ熟していないような感じがいたしますので、今回についてもこれについては継続審査とさせていただきます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○空委員長

それでは、議案第10号乳幼児医療費制度を拡充し、就学前まで無料化することを求める請願については、継続審査といたします。

続きまして、請願第13号後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める請願につきまして議題といたします。

○松浦委員

後期高齢者医療ですね、これは北海道後期高齢者広域連合というようなことで、なかなか私たちの声が届かない、届きにくいという状況がありま

す。ただ、いずれにしてもこの中にもありますように、平成24年、25年の新たな保険料とか剰余金20億円、財政安定化基金82億円充当した場合、現行保険料の1人当たり6万4,593円に対して6万8,784円、6.49%の伸びということで、約4,200円の値上げになると、こんなふうに言われております。

今の道内の高齢者の平均的な所得というのが、全国で言えば79万6,000円だけれども、全道では62万9,000円こんなふうな状況。こういう中で、しかし、保険料、後期高齢者の保険料というのは全国の中でも10位という高い状況になっていると。そういう点では、非常に高齢者の皆さん年金は減るわ、しかし後期高齢者医療については天引されるというようなことで、非常に苦しんでいるということで、怒りの声をぶつけられることがまあります。

そういう点では、ぜひここで言われている保険料値上げはしないでくれという、まさに切実な願いだと、こんなふうに思いますので、ぜひこれは採択をして、道に改善を求めたいとこんなふうに思いますので、御賛同をいただきたいと思います。

○空委員長

他の委員はいかがですか。

○渡部副委員長

この後期高齢者医療制度というのは、導入平成20年からですから、2回目の試算見直しになっていると思います。この前、課に行って伺ってきたのですけれども、前回もやや値上げになっている状態等もありますので、そういった中で私どもとしては、後期高齢者医療そのもの、制度をもとに戻すという意向のもとに国のほうは進んでいくべきだと思っているのですけれども、それがなかなか進んでいない結果の流れだと思って、そして剰余金20億円と安定化基金82億円、102億円足しても値上げになるという結果というのも大変重いものですし、制度そのものがもう持たない状態になっているのかなと感じました。

そういうことを認識していく中で、何よりも高齢者とか低所得者の方の負担が大きくなっていくということに対しては私も賛同いたしますので、やっぱりこれは国と道に対して採択して、意見書として提出していただきたいと思います。

○小澤委員

私どもも、やはり低所得者の負担増につながる、直結していく問題と認識しておりますので、私も採択をお願いします。

○立崎委員

この後期高齢者の関係なのですけれども、本当に保険料が上がるという、この制度ができてから2度目になると思います。

先ほど、渡部委員からもお話あったように、この制度自体に立ち上げのときも問題があるのではないかという話は論議としてありました。ただ、そのときは、あるのではないかというまま進んできたという経過もございます。なおかつ、またここで保険料を値上げするということは、本当に高齢者の方にとっては負担になるというふうに考えます。ですので、私も採択をということでお願いいたします。

○空委員長

それでは確認をいたします。

請願第13号後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める請願につきまして、それぞれの委員から提案がございました。全会一致で採択という形で決定をしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、全会一致で採択すべきものということで、これらにつきましては地方自治法第99条の規定に基づきまして、意見書を関係省庁に提出ということになると思います。

それでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○空委員長

そのように決定をさせていただきます。

続きまして要請2件、これは新規の要請でございます。

国民皆保険の堅持に関する意見書の提出要請につきまして議題といたします。

○松浦委員

これは私ども共産党議員団が要請をしているものでありますけれども、今、御承知のようにT P Pというものが日本国を揺るがしていると。実はこの中に混合診療ということが、アメリカのほうで当然のごとく、あそこは保険制度ありませんから、民間の保険制度しかない中で、当然ここに下がってくるということが予想されております。

そういうことから、日本医師会も歯科医師会も薬剤師会も反対しているのは、そういうようなことからだと、こういうふうに言われております。混合診療が、もし日本の中でやられれば、お金を持っている人はよい医療を受けられるけれども、お金のない人はいい医療を受けられないと、こういう医療差別が生まれるというようなことが起きます。

そういった意味からも、これは日本の医療保険を脅かすT P Pに参加しないように、こういうようなことも強く言っておりますように、今ある日本の国民皆保険というのを堅持するためにもT P Pに反対しながら、皆保険を堅持するというようなことを主張しておりますので、ぜひ賛同していただきたいなと思います。

○立崎委員

基本的には賛同という、採択という方向で意見を述べさせてもらいます。

いまだにT P Pに関して言わせてもらえれば、詳しい情報もなく何もなく、ただいろいろな報道ですとか、メディアのほうからいろいろな話はされております。そんな説明も全くないままに、今回表明をされてしまったのですけれども、そのことがすべてだと思います。今回は、このようなことから採択したいと、賛同したいと思います。

○空委員長

皆さんもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、確かにT P P絡みについては、ともすると農業だけがひとり歩きしているという問題がありますけれども、中身としては大変幅広い分野で問題があると言わざるを得ない。そういう中で今回要請として出てまいりました混合診療全面禁止、国民皆保険の堅持に関する意見書という部分については、全会一致で採択すべきものという形で取り計らいたいと思います。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○空委員長

そのように取りまとめさせていただきます。

なお、この意見書の提出でございますが、文案につきましては、今、清書をして皆さん方に後ほど配付の上、決定をしていただきたいと、このように思います。

関係先、関係行政庁に対して意見書の提出ということで、ただいま決定されましたので、後ほど文案については御配付させていただきます。

続きまして、要請の2番目、「子ども・子育て新システム」の導入をやめ公的保育の充実を求める意見書の提出要請についてを議題といたします。

○松浦委員

これも私ども共産党議員団が提出しているものでありますが、今、消費税の10%引き上げを前提とする社会保障費と税の一体改革とこういうふうに言われて、政府・与党として12月5日に社会保障改革本部というのを立ち上げたということで、今、年内にも素案をつくるということで動いているようであります。

そういう中で、自治体と保護者が契約して、自治体の責任で保育に欠ける子供に保育を提供すると、こういう義務を負ってこれまで保育所というのがなされていたわけですが、この子ども子育て新システムというのは、それから相当離れまして保護者と保育所、あるいはそれに類するところが直接契約を結ぶということで、そこに市の関与が極めて薄くなってしまうようなことで、結果としていろいろな例えば障がい者だとか、あるいは低所得者といったところのそういった親のもとにいる子供たちが、結果として平等な保育を受けれるかどうかと、非常に懸念をされているわけです。そういう中身を持ったのが、今の子ども・子育て新システムというふうに言われておりまして、今の保育団体などでも相当反発をしているわけですが、しかし、今の政府の中では相当急速にそういう方向に進んでいるということで、やはり公的な保育をしっかりと守るという点からも、この子育て新システムの導入はやめるべきだということふうにも思いますので、皆さんの御賛同をいただきたいと思います。

○空委員長

子育て支援課長、これは今回初めての案件でございますので、これらの情報等の把握している部分があれば、ちょっと内容的に示していただきたいと思うのですが、情報として、何か動きということ。

○後藤子育て支援課長

子ども・子育て検討会議ということで、ワーキングチームが3部会に分かれまして、今は基本制

度ワーキングチームというのが中心で取りまとめを行っております。精力的に利害関係者を集めまして、保育園も含めまして、団体も含めまして、かなり慎重に精力的に審議をされています。年内にその内容をまとめて、来年法案提出ということを目指すということでございますが、この新システムなのですけれども、幼保一体化ということが大前提ですけれども、その中にはこども園給付こどもですとか、今まであった子ども手当ですか、そういう交付金を一本化しようという話も、大変中身は多岐にわたっております。幼保一体化だけではございません。

審議の中身を聞いていまして一番反対しているのは、私立幼稚園のそういう団体かなと見ております。保育園も会議の中ではいろいろ資料出していますけれども、早く進めるべきだと、逆に進めるべきだという言葉も使ったりしておりますので、現場の人が、保育士が反対しているのか、団体としてはどういう考えなのか、ちょっと見えない部分も実はあるところではあります。

○空委員長

はい、結構です。ありがとうございます。

それでは、今の説明も参考にしながら皆さんの御意見を。

○小澤委員

今、話の中心となっていたのが保育ということで、当市だとアウトソーシング化がどんどん進んできて、第3次行政改革推進計画の中でもそのような形で示されておりました。その中で、公の施設だからできるサービス、また民間が入ることによって新しいサービスや民間で使われているノウハウなどを活用して、よりサービスにつながっているという現状もありますので、一概に公だけで行っているのがいいかといったら、そうではないのかなということで、制度的に民間が加入しても公に市だとかが、きちっと管理運営をしていくという形で進めていくべきだと思っていますので、この意見書につきましては、まだ新システムの内容も見えてこないと思いますので、継続という形でお願いします。

○渡部副委員長

実は、ことしの3月に生活福祉委員会の前の構成だったのですけれども、この委員会で私どもの提出した請願なのですけれども、この子育て新システムに関する意見書というのは、議会として提

出しているのです。その内容を改めますと、言っているのはやめるべきだという内容ではなくて、あくまで国と自治体の公的責任というのは不可欠だということで提出していますので、今回の請願の内容というのは導入をやめるべきということになっているので、その部分というのはやっぱり、先ほど課長のほうからも言っていただきましたけれども、基本制度のワーキングチームの中では、まださまざまなことが意見として取り入れられていける状況になっておりますので、今のところはやめるということではなくて、より充実したものになっていくようにということで要請していくべきだと思いますので、この意見書に関しては様子を見るというか、継続でお願いしたいと思います。

○空委員長

それぞれ御意見いただきました。

○松浦委員

この子ども・子育て新システムというのは、向かっている方向というのは実は、今まだ決定になっていない、議論している最中だと、確かです。だからこういうのも出すのですけれども、向かっている方向というのは、結局、公的保育をなくしていくという方向なのです。それで本当にいいのかどうか、つまり保育に欠けるというこの言葉というのは非常に重要なことで、児童福祉法ですか、あそこに載っていて、保育に欠ける子供がいれば、それは行政がしっかり保育をしなければならないというふうに定めているのです。だから、そういう重要な内容を抱えている中で、これを公的保育をなくしていく方向に進んでいったら、保育に欠ける子供たちがではどうしたらいいのかということになるので、それが非常に危険だということで、私たちはそういう意味で今、進んでいっている方向はやめろと、そういう意味で言っているわけですので、その辺ぜひ誤解のないようにといいますか、そういうことで出しているのだということ、こういうことであります。

○空委員長

それぞれ思いというのはあろうと思います。ただ、それぞれ考え方の中で、全会一致という形にならない状況にございますので、今回については継続審査という計らいをさせていただきます。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは要請の2件目、「子ども・子育て新システム」の導入をやめ公的保育の充実を求める意見書の提出要請については、継続と決定いたします。

それで、先ほど採択されました請願第13号後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める請願について、文案を配付してください。

それでは、お手元に配付されました請願第13号に係る意見書(案)でございます。

同時に、先ほど要請の中でありました国民皆保険の堅持に関する意見書の提出要請についても文案も配付しておりますので、これはまずちょっと置いておいて、請願第13号に対する文案について、何かございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、この文案をもちまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、北海道知事、各通ということになります。

提出日については、本会議で議決をいただいからということになります。

続きまして、要請1件目、国民皆保険の堅持に関する意見書(案)について、これについても御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○空委員長

それでは、お手元に御配付のとおり、この文案をもちまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、各通ということになります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件並びに請願、要請について審議を終えますけれども、せっかくの機会でございます。委員の皆さん、その他で何かございますか。

(「ありません」の声あり)

○空委員長

理事者の皆さんございますか。

(「なし」の声あり)

○空委員長

それぞれ、その他の部分につきましても意見がないようでございますので、以上をもちまして生活福祉委員会を終了させていただきます。

大変御苦労さまでした。

午後2時27分 閉会